

岩手県告示第175号

国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定（平成16年岩手県告示第484号）で告示した宮古港藤原地区の制限区域を次のとおり変更した。

平成31年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更に係る国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第29条第1項に規定する重要国際埠頭施設及び同法第33条第1項の国土交通大臣の承認を受けた埠頭保安規程に相当する規程に係る重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設（以下「重要国際埠頭施設等」という。）

新旧の別	重要国際埠頭施設等
旧	F 7-10メートル岸壁、F 8-10メートル岸壁、F 9-10メートル岸壁及びF 10-10メートル岸壁
新	F 7-10メートル岸壁、F 8-10メートル岸壁及びF 9-10メートル岸壁

- 2 変更年月日 平成30年4月27日

- 3 変更後の制限区域 F 7-10メートル岸壁の北端をM点とし、同点から同岸壁に直角に海側へ55メートルの地点をN点とし、F 8-10メートル岸壁の北端をS点とし、同点から同岸壁に直角に海側へ75メートルの地点をP点とし、F 9-10メートル岸壁の南端をR点とし、同点から同岸壁に直角に海側へ75メートルの地点をQ点とし、N点からF 7-10メートル岸壁に平行に南側へ引いた線と、S点からF 8-10メートル岸壁に直角に海側へ引いた線が交わる点をO点とし、M点、N点、O点、P点、Q点及びR点の各点を順次に直線で結んだ線並びにF 7-10メートル岸壁、F 8-10メートル岸壁及びF 9-10メートル岸壁により囲まれた別図に示す水域

備考 「別図」は、省略し、岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに備えておいて縦覧に供する。